

委員提出資料

岡村 宣 委員 提出資料	．．．．．	P 1
木戸 啓子委員 提出資料	．．．．．	P 4
清水 益治委員 提出資料	．．．．．	P 6
橋本 真紀委員 提出資料	．．．．．	P 10
村松 幹子委員 提出資料	．．．．．	P 17
山縣 文治委員 提出資料	．．．．．	P 18

「第6章保護者に対する支援」、「第7章職員の資質向上」について（意見）

認定こども園ポプラの木 岡村 宣

1. 「第6章 保護者に対する支援」に関連して

1) 保護者支援をめぐる状況の認識

核家族化や人口の都市集中による地域社会の変化など、20世紀終盤から子育てとこれをめぐる環境が大きく変化してきた。1989年の1.57ショック以降、人口減少社会に備える形で、エンゼルプラン、ゴールドプラン等が策定、実施され、仕事と子育て・介護の両立を含めて、女性の社会進出、自己実現が大切なこととして認識されるようになったことも大きな事柄となっている。

一方、女性が社会の中で大切な役割を担うためのインフラとしての社会の機能は未成熟であり、人口の都市集中による待機児童問題、子育ての孤立化や出産の高齢化が進む中で、結果として子育てを巡る環境は厳しくなり、子育て家庭が様々な不安を抱えて子育てに当たる状況となってきた。地域や家庭の育児力（教育力）の低下が叫ばれ、近年では家庭での児童虐待件数が激増していることは、家庭や社会の変化の中で子育ては危機的な状況になっていることを示している。この危機感、保育所を含めた新たな制度が検討・実施される背景ともなっている。

社会・地域・家庭の変化に対応するために、1990年代後半から、社会福祉法人の定款準則が変更され、法人運営の目的として、「地域に総合的な福祉サービスを提供する」ことが規定され、すべての保育所は「地域の子育てセンター」の役割を担い、地域や家庭の寄り添うことが求められるようになった。また、市町村の委託事業としての地域子育て支援センター事業が実施されることにも繋がった。保育所職員が担う仕事のバランスとして、かつては入所児童の保育が大きな部分を占めていたが、次第に保護者対応に気持ちと労力を使うことが大きくなっている。

2) 保育指針の内容

告示文では、児童福祉法第48条の3の規定を元に、第6章、「保護者に対する支援」において、上記のような状況を踏まえて、保護者支援が保育士等の「業務」であり、専門性を生かした支援を職員の連携を図りながら取り組むことが述べられている。

その内容として、「保育所における保護者に対する支援の基本」が述べられた上で、具体的には、①保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、②地域における子育て支援に分けて規定されており、時代や社会、家庭や地域への視点を元に、多様な状況にある子育て家庭への配慮がなされた豊かな内容になっている。

3) 課題意識

保育所における保護者支援、地域における保護者支援は、上記のような状況における取り組みにより、この20年、飛躍的に充実してきた。本来の保育所の機能としては、「その行う保育に支障がない限りにおいて」と限定付きではあるが、確実に各保育所が「地域」への意識を豊かにしている。また、地域子育て支援センター事業は、東京都江戸川区のある保育園が、1980年代に、送り迎えの保護者の交流等の場として始めたカフェを地域に開いたという先進事例が元となり、今や、各市町村で必須事業として展開されるほどになっており、目覚ましい広がりと効果を見せているといえる。

個人的には、秋田県内のある町での勤務において、保育所が地域の子育て家庭への支援を担った時期と、1999年から町の委託を受けた地域子育て支援センター事業を担当した時期を経験した。

後に園舎改築によって専用スペースを得るまでは、公民館や各地域のセンターを借用する形だったが、考えられる様々な可能性を生かして事業を行った。

町の公民館、保健センターなどでは、すでに子育て広場などの事業が行われており、自園の園庭開放や後の支援センターを利用した親子の多くは、それらの支援事業を「はしご」するように、今日はあそこ、明日はこっち・・・と利用している一方で、子育て広場などに足を運ぶことができずに、家庭にこもっている親子がいる状況があった。現在、全国各地で実施されている地域子育て支援センター事業でもほとんどが同じような状況があるようだ。けっして大きくはない町の広がりの中で、孤立した子育て中の母親はいないか、どのようにその人に届く支援ができるかを考えることとなった。全国で展開されている地域子育て支援センターの状況においても利用者が固定化している場合が多く、実は、本当に支援が必要な家庭が、孤立したままになっているのではないか。

目指したことは、「地域の“一人”に届く支援」だった。孤立している母親等にアプローチするためには何が必要かを考え、保健師がすべての出産後の家庭にかかわることから、支援センターのことを紹介してもらったり、一度支援センターを利用したがその後の利用がない場合に個別の訪問したりと工夫を重ねた。保健師が来ると身構えてしまう母親も、支援センターの指導員がらしを持って行けば安心した面持ちで迎えてくれるなどの良い事例もあった一方、孤立していることがわかっていてもなかなか支援の手を届かせることができなかつた苦い経験も少なくはない。

現在、多くの保育所が、市町村の委託を受けて支援センターを担当している。委託を受けていない場合も、保護者支援、地域の保護者支援はすべての保育所の必須の課題となっている。そこで意識されていることは、多くの場合、第6章の「3、地域における子育て支援」の(1)の「ア 地域の子育ての拠点としての機能」に記されている4つの機能の中からいくつの機能を提供できるかということとなっている。見方を変えれば、これら4つの「事業」を展開していれば十分機能をはたしているという理解になってしまう。

4) 意見

本来、地域のすべての子育て家庭にどう届くか、そのニーズにどう応えるかということこそが課題であり、ニーズに応じて様々な取り組みを重ねることが求め、結果として4つの機能を果たしていたということが本筋と思われる。

子育て家庭の状況は多様で、認可保育所の開所時間に合わない場合、認可外の施設利用もある。働き方によっては、認可、認可外の夜間保育の利用を選択する場合もある。核家族化の状況も地域によって異なり、在宅で祖父母が保育をしている地域もまだまだ残っていたりもする。

委託事業の内容を確認するために4つの機能を明示することは必要であるとしても、具体的な日々の子育て支援の営みにおいて、子育て中の母親等、「ひとり」に届き、寄り添う個別の配慮が必要であり、多様なニーズに心を配る意識が呼び起こされるよう、告示文、あるいは解説書にさらに書き込まれることが必要である。

また、これは保育指針の課題ではないが、保育所がしっかりと地域子育て支援の業を担うためには、人的配置が不可欠であるが、現在の制度では配慮されていない。子育て支援事業担当者を加配できる状況が求められている。

2. 「第7章 職員の資質向上」に関連して

1) 職員の資質をめぐる状況

前述、第6章の状況認識と同様、時代、社会、地域、家庭の変化とそれらへの対応により、児童福祉法改正や、保育士資格の国家資格化など、保育所の機能や保育士が担う役割は多様になり、責任は重くなってきた。

2) 現行保育指針の内容

現行保育所保育指針において、施設長並びに職員の資質向上が重要な課題として位置づけられ、資質向上に取り組まれるようになり、豊かな人権感覚や子ども理解をベースに、施設長や保育士としての専門性を高め、命に寄り添い、共に歩む営みが続けられていると理解する。

3) 課題意識

保育士不足は全国どこにおいても深刻で、職員不足により受入れが出来ない状況が増え、待機児童がいなかった地域に待機児童が新たに発生している。数人の募集に倍以上の応募者があった時代は過去のこととなり、募集人員を下回る応募の中で、問題なければすべての応募者を採用し、現場で働きながら研修や指導を重ねて育てていくこととなっている。職員確保と職員養成は、現在の保育所の最大の課題となっている。

職員の資質向上に向けた営みには、保育所ならではの困難さがある。園児の利用時間が長時間となり、ニーズが増加する中、勤務の状況はかなり過酷で、十分な休憩時間の確保に努力しつつ、デスクワークや研修、会議の時間を設定することとなり、多くの場合、子どもの午睡時間を利用してのこととなる。また、多様なシフトによる勤務の中で、様々な役割が分担されており、これに行事や家庭との連絡などの対応も加わり、結果的に仕事を持ち帰らなければならない状況も少なくない。研修の時間を確保することを通常の保育の時間の中で確保していくことは困難で、月に1回の夜の会議などを設定し、学びを深める場合がほとんどである。「時間の使い方」の工夫では限界がある。

4) 意見

研修のあり方は、保育現場から離れなければ出来ないということではなく、オン・ジョブ・トレーニングの意識の中で、現場で高めあう営みが大切にされている。子ども観や指導・援助のあり方などの共通理解を形成することを大切にしながら、キャリアパスの考え方を明確にすることで、勤務年数や役職によって、職員間での資質向上の営みを豊かにしていく道がある。

また、このようなトップダウンによる研修・指導が必要であると同時に、それには限界があり、近年、「同僚性」を発揮して高めあっていくことの有効性が主張され、取り組まれている。ベテラン保育者も初任者も、子どもや保護者の前では同じ保育者。ベテランがすべてにおいて優れているというのではなく、1年目の職員だから見えることがあり、一人ひとりの感じ方や見方が出し合える関係性の中で、ひとつ上のステップへと高めあっていくことができれば、園長・主任が求める保育者像や能力を超えて育っていく可能性がある。

最後に、職員配置、シフトの可能性となるが、午睡時間にデスクワークや研修を行う状況は、4～5歳になっても午睡をさせなければならない保育現場の状況を生み出している。あやまった午睡理解の危険性が指摘される昨今、4歳になるころから、次第に午睡からゆっくり過ごす時間へと移行していくよう、子どもの望ましい成長に寄り添う必要があるだろう。それとは別に、研修・デスクワークの時間が確保できるような工夫が必要である。当然、これには研修対応要員の加配などが検討される必要がある。

「保護者支援」「職員の資質向上」に関する論点について

倉敷市立短期大学 木戸啓子

1 保護者支援について

保育所保育指針「第6章 保護者に対する支援」は、基本を示したうえで、入所している子どもの保護者の支援と地域における保護者支援が示されている。これらの支援は、保育所だけでできる支援ではなくなっている。例えば、第7章で使われている「協働」は、職員同士の協働として示されているが、保護者との協働や地域における子育て支援の協働として示すことも可能と考える。

1) 相談援助技術について

保育所保育士の相談援助技術については、保育士による資質向上に向けた取り組みが不可欠である。

保育現場では、相談援助者としての保育者の役割が大きくなってきており、子育て相談の窓口として、特に保育園の役割は大きいといえる。ただし、現状では、相談援助に関する職員の専門性は必ずしも十分とはいえない。保育士資格には相談援助の基礎を習得していることが含まれているが、実際にさまざまなニーズを持つ保護者に対応することのできる高度な専門性を全ての職員がもっているわけではない。保育者だけで対応しようとするとう無理が出てしまい、大きな負担になってしまう恐れや、対応を誤って問題をこじらせてしまう恐れもある。

ソーシャルワーカーなど専門家を配置することで、日常の保育に集中できる体制を整えることができる。さらに、専門家や関係機関との連携や協働を進めていく環境づくりが必要だと考える。また、専門家の配置だけでなく、保育士自身が保育ソーシャルワーカーなどの資格を得やすいような取り組みも必要である。

2) 保育参観などの保護者参加型保育について

保育所保育指針「第6章 保護者に対する支援」の1)子どもの保育と密接に関連した保護者支援の内容、方法として、保護者が参加する行事は、「保育の意図、日常の保育や子どもの様子、課題などを保護者に伝えるとともに、保護者の気持ちや悩みを直接聴き取る機会としたり、保護者同士の交流の場となるように配慮したりする」と示されている。

傍観的な一斉の保育参観だけでなく、ある一定期間中であれば保護者の興味や関心、生活のリズムで自由に保育に参加できる機会を増やすことで、より深く子どもの姿や保育士の子どもに対する姿に触れることができると考える。

2 職員の資質向上について

1) 「保育士等」の表記について

第1章総則において、「保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員」として、施設長・保育士・調理員・栄養士・看護師等を「保育士等」と明記している。

しかし、「第3章保育の内容」に示されていることは、保育士の専門性に関わる部分である。「保育士等」ではなく、「保育士」としての専門性を明確にし、「保育士」と「保育士等」の専門性の違いを検討いただきたい。また、保育士資格を持たない者が業務を行う場合の専門性についても検討いただきたい。

2) 職員の研修について

「第4章- (1) 保育士等の自己評価」に示されている「自己評価のあり方により、学び合いを継続していく基盤が形成され、自分と異なる他者の意見を受け止め自らの保育を謙虚に振り返る姿勢や、保育に対する責任感と自覚など保育の専門性の向上が図られていきます。」とあり、職員の資質向上のための研修は、保育の内容だけに限らない。

そのためには、公私の区別なく、体系的な研修制度を確立することが大切である。幼保連携型認定こども園への移行を視野に入れると、幼稚園で実施されている教員の現職研修や初任者研修等のような研修が必要である。保育所については明確な研修がなく、特に、私立の保育所については、保育士資格を有していない管理職の存在もあり、管理職研修の充実も重要になる。

【職員の資質向上について】

1. 法令等の比較

＜児童福祉施設の設備及び運営に関する基準＞

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研績に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

＜教育職員免許法＞

(効力)

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において効力を有する。

＜教育職員免許法施行規則＞（認定講習等・・・省略）

＜教育公務員特例法＞（第四章 研修）

(研修)

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。（研修の機会）

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(十年経験者研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(研修計画の体系的な樹立)

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

<「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）>

2. キャリアパス

業務の難易度に関する評定

保育所長				保育士(自信を持ってできるようになる経験年数)			
実際に行っている		理想として任せたい		B(7年以上)		A(7年未満)	
環境整備	2.88	環境整備	2.67	環境整備	2.40	環境整備	2.19
基本的生活習慣支援	3.13	興味関心を持つ活動の提供	3.20	基本的生活習慣支援	2.72	遊具の安全管理	2.47
興味関心を持つ活動の提供	3.36	基本的生活習慣支援	3.22	遊具の安全管理	2.81	基本的生活習慣支援	2.47
生命の保持	3.86	遊具の安全管理	3.63	興味関心を持つ活動の提供	2.94	興味関心を持つ活動の提供	2.75
情緒の安定	3.90	指導計画作成	3.95	指導計画作成	3.04	指導計画作成	2.80
指導計画作成	3.91	生命の保持	4.00	保護者向け書類作成	3.17	保護者向け書類作成	2.81
遊具の安全管理	3.98	情緒の安定	4.04	生命の保持	3.27	情緒の安定	2.96
保護者向け書類作成	4.25	保護者向け書類作成	4.13	情緒の安定	3.35	生命の保持	2.96
障がい児保育	4.64	3歳以上児クラス主担任	4.35	3歳以上児クラス主担任	3.63	病気やケガへの対応	3.46
3歳未満児クラス主担任	4.72	3歳未満児クラス主担任	4.59	3歳未満児クラス主担任	3.67	3歳未満児クラス主担任	3.48
3歳以上児クラス主担任	4.79	障がい児保育	4.61	病気やケガへの対応	3.70	職員間 連絡調整	3.56
乳児クラス主担任	5.09	病気やケガへの対応	4.64	乳児クラス主担任	3.93	3歳以上児クラス主担任	3.57
研修会・学会での発表	5.11	研修会・学会での発表	4.87	実習生 指導	3.93	実習生 指導	3.71
病気やケガへの対応	5.16	乳児クラス主担任	4.99	職員間 連絡調整	4.05	乳児クラス主担任	3.72
新人保育士 指導	5.35	実習生 指導	5.03	新人保育士 指導	4.19	新人保育士 指導	3.98
実習生 指導	5.44	新人保育士 指導	5.07	障がい児保育	4.30	保護者 相談対応	3.99
職員間 連絡調整	5.51	職員間 連絡調整	5.09	指導計画確認・助言	4.39	指導計画確認・助言	4.02
保護者 相談対応	5.52	小学校との連携	5.18	保護者 相談対応	4.44	障がい児保育	4.13
小学校との連携	5.60	地域向け 子育て支援	5.22	新人以外の保育士 指導	4.63	新人以外の保育士 指導	4.25
地域向け 子育て支援	5.62	指導計画確認・助言	5.29	小学校との連携	4.67	小学校との連携	4.44
指導計画確認・助言	5.67	保護者 相談対応	5.40	地域向け 子育て支援	4.80	地域向け 子育て支援	4.54
新人以外の保育士 指導	5.77	新人以外の保育士 指導	5.50	関連各所 連絡調整	4.96	関連各所 連絡調整	4.58
関連各所 連絡調整	5.94	関連各所 連絡調整	5.60	研修会・学会での発表	5.01	保護者 苦情・クレーム対応	4.63
保護者 苦情・クレーム対応	6.10	保護者 苦情・クレーム対応	5.78	保護者 苦情・クレーム対応	5.04	研修会・学会での発表	4.71
自己評価 確認・助言	6.12	自己評価 確認・助言	5.91	自己評価 確認・助言	5.35	自己評価 確認・助言	4.97
平均	4.86		4.64		3.94		3.65

日本保育協会(2015) 保育士のキャリアパスに関する調査研究報告書より

キャリアパスモデル案

		環境整備	基本的な生活習慣支援	興味関心を持つ活動の提供	生命の保持	情緒の安定	指導計画作成	遊具の安全管理	保護者向け書類作成	障がい児保育	3歳未満児クラス主任	3歳以上児クラス主任	乳児クラス主任	研修会・学会での発表	病気やケガへの対応	新人保育士 指導	実習生 指導	職員間 連絡調整	保護者 相談対応	小学校との連携	地域向け 子育て支援	指導計画確認・助言	新人以外の保育士 指導	関連各所 連絡調整	保護者 苦情・クレーム対応	自己評価 確認・助言	
	平均値	2.88	3.13	3.36	3.86	3.90	3.91	3.98	4.25	4.64	4.72	4.79	5.09	5.11	5.16	5.35	5.44	5.51	5.52	5.60	5.62	5.67	5.77	5.94	6.10	6.12	
1	1年未満																										
2	1年以上3年未満																										
3	3年以上5年未満																										
4	5年以上7年未満																										
5	7年以上10年未満																										
6	10年以上15年未満																										
7	15年以上																										
	教えてもらってできる																										
	自分自身の力でできる																										
	他の保育士を指導できる																										
	保育士の集団や組織、園全体をリードできる																										

キャリアパスモデルは、「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」の5つの柱（①人材育成、②就業継続、③再就職、④働く職場の環境改善、⑤人材確保を支える取組）をつなぎ、束ねる役割を担うことができる。

西村重稀(2015)「総合考察」 日本保育協会 保育士のキャリアパスに関する調査研究報告書

2016.3.29.

「保育所保育指針改定に向けた検討課題」に関する意見
－「保護者支援」及び「職員の資質向上」について－

関西学院大学
橋本真紀

I. 保護者に対する支援にかかわる改定のポイント

保育所における保護者支援の構造、役割、特性を明記する。

1. 保育所における保護者支援の構造の明確化

- 1) 保護者支援において基本姿勢（価値、原則、倫理）を保つ（総則か、保護者支援の項に入れる）。
- 2) 保護者（家庭）と連携しながら子どもの育ちを支える（対象：全ての入所児童の保護者への支援）。
- 3) 特別なニーズを有する家庭を個別的に支援する。

2. 保育所における保護者支援の役割の明確化

- 4) 子育て家庭を日常の中で直接的に支援する。
- 5) 必要に応じて他の専門機関、地域の団体等と連携して支援する。

3. 保育所における保護者支援の特性の明確化

- 6) 保育の専門性を基盤とし、保育所の環境、機能を活かす。
- 7) 地域の状況に応じて就労と子育ての両立支援にかかわる各種事業の実施、地域子育て支援に努める。

改定の際の留意点

- ※ 現行の保育所保育指針第6章を踏襲しつつ、内容を整理し大綱化する。
- ※ 保育所における他機関等との連携とソーシャルワークの理解を混同しないよう、保育所における他機関等と共に行う保護者（家庭）への支援は「連携」であることを明確にする。
- ※ 保育所の地域子育て支援と「地域子育て支援拠点事業」を整理して理解できるよう保育所保育指針や解説書の記述に留意する。

【背景】

2001年の児童福祉法改正において保育士の業務として保護支援が規定され、現行の保育所保育指針に保護者支援の章が創設されて以降、保育士・保育所はより意識的に保護者支援を行うようになった。一方、虐待がある家庭への支援の強化、発達障害がある子どもへの支援体制の推進、外国籍家庭の支援の必要性への着目などにより、特別なニーズを有する家庭への支援もより強く求められるようになった。社会状況の変化に応じて量的に、また機能的な拡大を求め続けられている保育所において、保育士が保護者への対応に負担感を感じていることも報告され（日本保育協会 2014）^{注1}、何をどこまで担うのかについて戸惑いや混乱も認められる（橋本2010）。保育所保育指針は、保育所が何をするのか、保育士が何をするのか、他の職員が何をするのかを定めるものであることから、本改定の保護者支援の内容においては、保育の専門性を明らかにし、保育の専門性を核とした保護者支援の展開と、他の機関（専門職）・地域活動等との連携による支援のあり方を明示する必要があると考える。

【項目提示の理由と詳細】

() 内は、改定のポイントの番号を示す。

1. 保育所における保護者支援の構造の明確化

保護者支援における保育士の負担感を軽減しつつ、複雑な地域や家庭の状況に対応するためには、実践を方向づける価値（岩間2014）、行動規範としての原則、専門職の社会的責任を示す倫理を示し、保育士が担わなければならない全ての保護者への支援（1-2）と、組織として取り組む特別なニーズを有する家庭への支援（1-3）の方法を整理して明示する必要がある。

・(1-1) 保護者支援において基本姿勢（価値、原則、倫理）を保つ（総則か、保護者支援の項に入れる）。

社会福祉士や看護師等の専門職は、専門職団体が順守すべき倫理綱領を有し、それらが援助の共通基盤とされている。しかし、保育士には、そのような専門職団体がなく、専門職・業界としての援助の共通基盤がない。そのため、保育所保育指針で価値や原則を示しておかなければ個人の価値により支援が展開されてしまう危険性がある。ただし、価値、原則、倫理の具体的な解説は解説書等に委ねる。

・(1-2) 保護者（家庭）と連携しながら子どもの育ちを支える（対象：全ての入所児童の保護者への支援）。

全ての入所児童の保護者への支援は、現行保育所保育指針においても全ての保育士が担うべき業務として示されている。本改定では、その内容を踏襲しつつも「家庭との連携」と表すことを提案する。入所児童の保護者への支援は、保育の専門実践的には「家庭と連携して子どもの育ちを支える」と捉えられることも多く（橋本ら2012）、実践においてこの二つの業務を切り分けることは困難である。さらに保護者（子育て家庭）を支援対象と位置付けるか、協働者と位置付けるか注2は、その後の関係形成、働きかけの展開にも影響することから、家庭との「連携」という用語の使用を提案する。

・(1-3) 特別なニーズを有する家庭を個別的に支援する。(2-5と関連するため解説省略)

2. 保育所における保護者支援の役割の明確化

・(2-4) 子育て家庭を日常の中で直接的に支援する。

乳幼児の教育、養護と表されるケアワークいずれにしても、保育の役割は、日常の中で直接的（環境構成を含む）に子どもの育ちを支えることにある。保護者支援もまた、他の専門職に比較して日常の中で直接的、継続的に支援を展開できるという特性を有している。日常における支援においては、保護者の困難感等のみならず、保護者が発揮している力や工夫に気づき働きかけることも可能となる（橋本2015a）。保育の提供を含め、日常の中で直接的に支援を行うという役割を明確に打ち出し、保育所や保育士間で共有する必要がある。

・(2-5) 必要に応じて他の専門機関、地域の団体等と連携して支援する。

特別なニーズを有する家庭への支援は、地域資源との連携により支援体制を構築しながら、組織として対応することが重要となる。その際、保育所や保育士が行うのは、「連携」であることを保育所保育指針に明示し、「ソーシャルワーク」ではないこと注3が理解できるよう解説書やガイドラインに示す必要がある。この「連携」と「ソーシャルワーク」の混同が、保育士の保護者支援、地域子育て支援の負担感や混乱に影響していると考える。なお、保育所保育指針の改定内容を示すものではないが、保育所本体にソーシャルワーク機能を付置することには賛成しない（他の事業を運営主体が担うことはある）。近年、特別なニーズを有する家庭への支援を中心として、保育所におけるソーシャルワーク機能の必要性が提案されることがある。しかし、地域全域の視野からこの課題を捉えれば、特別なニーズを有する家庭は、幼稚園、認定こども園、地域の子育て家庭の中にも存在する。全ての特別なニーズを有する家庭に適切

な支援を展開するためには、一定の区域にある資源全てを捉える視野と中立性が担保されることが必要となる。2000年代以降、地域の中には多くのソーシャルワーク機能が整備されてきた^{注4}。十分に機能しているとは言えないが、既存の地域にあるソーシャルワーク機能と保育所が連携することで、保育所における特別なニーズを有する家庭への支援は、対応が可能であると考える。現在は、保育所がそのようなソーシャルワーク機能を有する既存の事業と十分に連携できていない段階である。連携による支援は、地域の状況（資源のあり様等）に影響されるが、解説書等に地域のソーシャルワーク機能を有する事業や機関と連携するための具体的方策を提示しておくことで各園の取り組みを支持することが可能となる。

3. 保育所における保護者支援の特性の明確化

・(3-6) 保育の専門性を基盤とし、保育所の環境、機能を活かす。

保育所保育士における保護者支援は、保育の専門性に基づく取り組みであることを明示する。保育所では、保育士を中心として従来から保護者への働きかけを行ってきたが保育の取り組みの延長上の業務として捉えられてきた。ゆえにそれらの取り組みは、保育所や保育士の業務や役割として評価されない状況にあった。現行の保育所保育指針では、児童福祉法の保育士の業務の規定を踏まえ、「保育所に入所する保護者への支援」や保育の専門性を活かした保護者支援が明確に示された。それにより、保育所保育士の保護者への働きかけが業務であり、保育に基づく専門的な援助行為として認知され、より意識的に取り組まれるようになっている。この状況は、保育士の専門性の明確化のみならず、保育士に専門職としての自覚を促し保育の質の向上に寄与するとして評価されることから、本改定においても踏襲すべきと考える。

・(3-7) 地域の状況に応じて就労と子育ての両立支援にかかわる各種事業、地域子育て支援に努める。

保育所が取り組む地域子育て支援の役割を明確にし、保育所保育指針の地域子育て支援にかかわる記述は大綱化し、解説書等においても保育所の地域子育て支援と地域子育て支援拠点事業の事業内容と整理して記載する。

地域の子育て家庭への支援は、「地域資源の充実」と「子育て家庭を核とした地域におけるサポート体制の構築とその関係調整（マネジメント）」に大別される（橋本 2015b）^{注5}。これまで、保育所における地域の子育て家庭への支援では、「地域資源の充実」と「いわゆる資源調整」が整理して語られることが少なく、時には保育所が地域の資源調整までも担う必要があるかのようにソーシャルワーク機能の必要性が提案されることもあった。先述のとおり、その提案の多くは、連携とソーシャルワーク機能を混同している。そのような中、地域子育て支援を担う保育士等が、不特定多数の地域の子育て家庭を対象とする取り組みに戸惑いや負担感を感じていることも把握されている（橋本 2010）。ソーシャルワークの視点や専門性の獲得は、保育の経験のみでは困難であることから、保育所における地域の子育て支援は「地域資源の充実」にあることを明確にし、その展開についてガイドライン等で解説する必要がある。また、地域子育て支援において必要となる連携は、組織として担うことも明らかとし、保育士が必要に応じてソーシャルワーク機能を有する専門機関からの助言を受けつつ、地域のニーズに応じた取り組みを行う方が現実的であると考える。

さらに、保育所の地域子育て支援は、都市部と地方の状況の格差等を踏まえれば現段階では努力義務にとどめることが妥当であり、地域子育て支援には保育士の配置が規定されていないことから子育て支援員の配置も可能と考える。

II. 職員の資質向上に関する改定のポイント

保育の専門性を核とした保育所機能の構築と職員の資質向上を支持する現職研修の位置づけの強化

1. 保育所における保育の専門性の明示

- 1) 第3章の「保育の内容」における保育者の表記を「保育士」とする。
- 2) 1)により保育士の専門性を明示したうえで、他の職員はそれに準ずるとする。

2. 保育の内容等の自己評価と職員の資質向上の関連の明確化

- 3) 保育課程の編成、実践、評価、改善の取り組みと研修の関連を明示する。
- 4) 保育の計画と保健計画、食育の計画等の相互関連の必要性とその実現における責任主体（施設長と保育士）、組織として取り組むことの重要性を示す。

3. 現職研修の位置づけの強化

- 5) 研修機会を確保する施設の義務を明示する。

改定の際の留意点

※ 保育士の専門性を明確にする。

※ 組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、それらの連動と総合評価により組織として保育の質を向上することを保育所保育指針に明記する。

【改定の背景と観点】

保育の質の向上においては、子どもの生命と育ちの保障という観点のみならず、新たな社会問題やグローバル化、例えば、貧富の格差、過疎地と都市部双方への対応、外国籍の家族と地域の摩擦等を視野にいれた方策が必要である。過疎地、都市部を例にとるまでもなく、日本各地の保育所が置かれる状況は、従来のように一つの事業で全ての地域に対応していくことは困難であるといわざるをえない。子ども・子育て支援新制度は、各市町村の状況に応じた保育サービスの提供を目的とする制度であるが、ここで行われる実践もまた、子ども・家庭・地域の状況に応じた保育の展開と、保育の形態に関わらず質を担保していくことが求められる。このような状況において保育士には、子どもの状態、保育所がある地域の状況、家族の状態を把握して、それぞれの課題とストレングスを見極めながら、それらに応じた保育実践の方策を見出し、その保育の形態に応じて専門性を発揮する力量が求められる。

【項目提示の理由と詳細】

() 内は、改定のポイントの番号を示す。

1. 保育所における保育の専門性の明示

(1-1) 第3章の「保育の内容」における保育者の表記を「保育士」とする。

(1-2) 1)により保育士の専門性を明示したうえで、他の職員はそれに準ずるとする。

第3章「保育の内容」の保育者の表記を「保育士」に限定することは、保育士の専門性を明示することになる。また、保育実践の質の維持・向上のためには、保育士が保育実践において中心的な責任を負うことを明確にし、保育士の専門性を中核とした組織としての保育実践の仕組みを構築する必要がある。「こども園化」における幼稚園教諭と保育士の保育実践についての専門性の統合が対等になされるためにも、現段階で保育所における保育士の専門性を明確にしておくことが必須である。

保育所においては、他職種との連携の拡大が予測される^{注6}。そこには子育て支援員等、保育士資格を有しない保育者の参画も想定される。現行の「保育士等」という表記は、子育て支援員を含め他職員も保育士と同等の取り組みを行うことと混同される危険性を孕んでいる。保育所保育に保育士以外の職員が携わることはありうるが、同一労働、同一賃金の実現への検討も進む中で保育所における他職員による子どもへの関わりは「保育士の指導の下に」行われるものであることを明確にすべきである。特に保育の実践においては、「ねらい」の設定、内容選択、環境構成、援助の工夫などについて、保育士に明確な責任があるということを示す必要がある。このような保育士の専門性と責任の明確化は、保育士と他職種の専門性や役割範囲の差異をも明示することとなる。それにより保育士と他職種が、相互に特性や専門性を活かし役割を補完しあいながら有機的な連携、協働を実現していくことが期待される。さらにそれは、保育士のリーダーシップのもと他職種がそれぞれの職種に応じた機能を果たす組織的実践の仕組みづくりにつながり、この仕組みは、保育実践の質の維持・向上への組織的取り組みを可能とし、保育所が組織的に質を担保する装置となると考える。なお、前回検討において「保育士等」を用いた意図には、保育所の保育実践がチームとして取り組まれることを表すためであるともいわれているが、組織として保育実践に取り組むことと、保育実践において保育士と他職種等を同列に扱うことは異なる。加えて、『幼稚園教育要領』では、「幼稚園教諭」と明示されているため、『保育所保育指針』の表現も同じレベルにすべきであると考え。今後進んでいくであろう「こども園」化において、保育実践にあたる責任者としての保育士と保育士以外の職種との違いを明示しなければ、対等な立場としての統合がすすまないのではないかと、ということも懸念される。

2. 保育の内容等の自己評価と職員の資質向上の関連の明確化

(2-3) 保育課程の編成、実践、評価、改善の取り組みと研修の関連を明示する。

(2-4) 保育の計画と保健計画、食育の計画等の相互関連の必要性とその実現における責任主体（施設長と保育士）、組織として取り組むことの重要性を示す。

保育の内容等の自己評価（第4章）と職員の資質向上（第7章）の関連をより明確にし、組織としての実践の質と職員の資質向上の双方の実現を支持することが必要である。さらにその責任主体は、施設長および保育士にあることを明示し、かつ組織全体で取り組んでいくことを明記する。保育所においては、保育の計画の作成が義務付けられており、保健計画、食育の計画も作成に努めるとされている。これらの計画は、それぞれの内容が連動するよう相互の関連付けを意図しながら計画を作成し、全計画が総体として「子どもが健全な心身の発達を図」り、また保育の改善に向けて機能するよう編成する必要がある（カリキュラム・マネジメント）。カリキュラム・マネジメントには、通時的側面（PDCA等）と共時的側面（領域ごとの計画を統合するような総合的カリキュラムの構成）という二つの次元がある。通時的側面とは、保育課程の編成、実践、評価、改善の取り組み（第4章）であり、それらと研修（第7章）の関連をより明確に記述することで、保育士や他職員が自らの課題と改善点を自覚しながら研修を受講することを支持する。また、カリキュラム・マネジメントには、自律的、参画的側面を組み込む必要があるとあり、それによりPDCA等が機能する。つまり、カリキュラム・マネジメントと組織マネジメントもまた相互に関連するものであり、組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、それらの連動と総合評価により組織として保育の質を向上することを保育所保育指針に明記する必要がある。

3. 現職研修の位置づけの強化

(3-5) 研修機会を確保する施設の義務を明示する。

『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』第7条の2で、児童福祉施設に、「職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とある^{注7}が、『保育所保育指針』第7章では、研修は個々の努力義務、施設長の研修企画や援助助言の努力義務に留まっている。個々人の努力に依拠するのみではなく、研修機会を確保する施設の義務を明示する必要がある。加えて、この義務を果たす上で必要な行政による支援（指導、助言、財政支援等）を得る観点も挿入することも重要である。

なお、幼稚園教諭と保育教諭については、『教育基本法』第9条、2において、「身分の尊重」「待遇の適正」「養成と研修の充実を図ること」が明示されている。また『保育所保育指針』第4章「2（2）保育所の自己評価」においては「全職員による共通理解をもって取り組むこと」とあり組織的な評価と改善について示されている。これとの整合性を図るためには、「保育士」の研修やその企画が個人の努力義務という(狭い)範疇にとどめられている点は課題であり、組織的な研修の実施について示す必要があると考える。

以上

注

- 1) 日常的な「保護者とのかかわり」の負担感は18.4%であるのに比較して、「クレームや苦情」では、64.1%が「負担感がある」と回答している。保護者からのクレームや苦情は、家庭の個別的なニーズや特別なニーズと関連があり、特別なニーズを有する家庭への支援に苦慮する保育士の様子がうかがえる。
- 2) 保護者支援における原則（対等な関係性の構築 パートナーシップ）に関連する。
- 3) **連携**とは、「同じ目的を持つ者が互いに連絡を取り、協力し合って物事を行うこと」（広辞苑第6版）
「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」（ソーシャルワークのグローバル定義）。
連携は、観点と関係が並列的であるのに対し、ソーシャルワークは、並列的な観点と関係を有しつつも、対象者が生活課題に取り組みウェルビーイングを高められるよう、連携機関間に生じる関係性や取り組み全体を視野に入れ、調整する観点と機能を有する。子ども家庭福利領域におけるソーシャルワーカーの役割は、「子育て家庭を核とした地域におけるサポート体制の構築とその関係調整（マネジメント）」にあり、そのための地域資源の開発や発掘、協働の体制づくりも含まれる。
- 4) 厚生労働省の児童関連のソーシャルワーク機能を有する主な事業。発達障害者支援センター（2002年創設）、要保護児童対策地域協議会（2004年創設）、利用者支援事業（2014年創設）、生活困窮者支援制度（2015年創設）。その他、社会福祉協議会等のコミュニティワーカー、ボランティアコーディネーター、地域包括支援センターのソーシャルワーカー等。地域によっては乳幼児から高齢者までの重層的な協働ネットワークの取り組みが始まっている（事例：西宮市）。ただし、保育所や幼稚園がそのような取り組みにおいて資源として認知されつつも、連携には至っていない市町村も多

い。

- 5) 「地域資源の充実」の担い手が、保育所の地域子育て支援と地域子育て支援拠点事業（ひろば機能）であり、「資源の調整」の担い手は利用者支援事業（地域子育て支援拠点事業の元地域機能強化型含む）や要保護児童対策地域協議会等が考えられる。
- 6) これは、保育士不足への対応のためだけではなく、保育士の労働条件の改善や、保育士の待遇改善、キャリアアップシステムの構築のためにも進んでいくと考えられる。なお、キャリアアップシステムの構築には、国家試験の導入、研修のポイント化、保育士の階層化が必要であるとする。
- 7) 児童福祉施設設置基準

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

参考文献

- ・橋本真紀 2011 地域基盤とした子育て支援実践の現状と課題－地域子育て新拠点事業センター型実践の検証から－ 社会福祉学 Vol. 52-1 (No.97), 日本社会福祉学会, pp. 41-54.
- ・橋本真紀他 2012 保育所保育士の保育相談支援に関する研究 柏女霊峰他 児童福祉施設における保育士の保育相談支援技術の体系化に関する研究（3）－子ども家庭福祉分野の援助技術における保育相談支援の位置づけと体系化をめざして－ 子ども家庭総合研究所紀要 第48集 p. 17.
- ・橋本真紀 2015a 利用者支援事業の手引き 第一法規出版 p. 41.
- ・橋本真紀 2015b 地域を基盤とした子育て支援の専門的機能 ミネルヴァ書房 pp. 72-73.
- ・岩間伸之 2014 支援困難事例と向き合う 中央法規出版 pp. 152-171.
- ・日本保育協会 2013年度 保育所における業務改善に関する調査研究の p. 68.

保護者支援および職員の資質向上に関する意見（案）

村松 幹子

保護者支援および職員の資質向上について、今回の改定に反映すべき事項は以下のとおりです。以下の点を十分制度に反映することが必要と考えます。

【保護者支援】

- (1) 子どもの貧困や児童虐待など、子育て家庭が抱える課題が深刻化・多様化し、各種専門機関と連携が必要な場合が増えていることから、専門機関との連携の必要性を保育所保育指針に明記するとともに、その具体的な連携・協働の方策等について、解説書に明記する。
※ 日頃から関係機関とコミュニケーションを図り、関係性を築く・維持する方策等
- (2) 「子どもの貧困」については、解説書に説明とその対応例などを記載する。
- (3) 児童虐待や障害児の支援など、保育所だけでは完結しない子ども・保護者支援については、継続的かつソーシャルワークの支援が必要であり、専門機関との連携が不可欠である。長期的な支援の方策について記述する。
- (4) 特に児童虐待への対応については、より具体的な対応方策を解説書に記述する。
- (5) 異なる文化・習慣を持つ外国人等への配慮や対応が求められることを解説書にコラム等として記載する。
- (6) 保護者の相談に応じる際の傾聴の姿勢や保護者の自己決定を促し尊重する姿勢等に関して記述する。

【職員の資質向上】

- (1) 保育に携わる者が子どもの権利侵害を行わないよう留意するべき旨を記述する。
- (2) 職員の心身の健康を最大限保障されるよう、関係機関への積極的な受診や、勤務体制の考慮などを明記する。
- (3) 施設長や主任保育士等、リーダー的役割の重要性を明確に記載する。
- (4) 「全国保育士会倫理綱領」を解説書に記載する。

保護者支援・職員の資質向上に関する意見

1. 保護者支援について

- ・保育所保育指針においては、「保育士等」という表記を多くのところで設けている。保育所の業務が保育士のみで行われるのではなく、チームとして実施されるという意味では、意義のある表記と考える（資料1）。
- ・この間社会的課題がより高くなっているものとして、虐待、貧困家庭、日本語を母語しない保護者家庭、を視野に入れることは重要である。
- ・保護者の主体性を尊重した支援という視点、共同子育てという視点は重要である。
- ・保護者支援あるは子育て支援に関して、努力義務である保育所、義務である地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業が並行して実施されている。その業務の核となっている「情報提供、相談、助言」は同じものか、違うものか。制度の目的と業務担当者の違いによって明らかになると考えられるが、指針でもこれがわかるようにする必要はあるのか、ないのか（資料2）。
- ・「子育てに関する支援」、「保護者に対する指導」、「保護者への支援」、「保育相談支援」という用語が混在しているが、これらは同じものか、違うものか。少し概念の整理が必要ではないか（資料3）。また、「支援」または「指導」と「情報提供、助言、相談」との関係も明示した方がいいのではないか。

2. 保育士の専門性について

1) 保育に関する専門性

- ・「第3章 保育の内容」においても、「保育士等」という表記となっている（資料1-②）。この「保育」をチーム作業とすると問題ないが、定義に厳密にしたがって保育士の業務としての「保育」ととらえると、「等」は不要となる。
- ・現状の「等」を入れた記載を「言葉」の項で具体的に検討すると、保育士以外も「保育」のみならず「教育」を行うことになる（資料4-①）。このことをどう説明するか。
- ・上記2点は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても同様。

2) 保護者支援に関する専門性

- ・保育所は専門職員が配置されていないが保育士を核としつつも保育所職員が全体として担う（資料1-⑤）、地域子育て支援拠点事業は子育て支援員を核として展開、利用者支援事業も同様の制度になっている。もし行う事業に違いがないとするなら、子育て支援は保育士の業務ではあるが（資料3-①）、固有の専門性はない（あるいは低い）ことになる。いずれにしても、努力義務であるにしても、担い手をはっきりイメージさせる必要があるのではないか。
- ・大綱化という趣旨を踏まえ、詳細な具体的内容を検討するというよりも、保育所が行うことの意義と内容、また保育士が行う専門性の内容などを明確にした方がいいのではないか。
- ・子育て家庭の生活問題に対応する際に、ソーシャルワークの視点が必要であることは多くの委員が認めるどころであったが、それを誰が行うのかについては十分な議論がされていない。
- ・保育士は養成課程において、「相談援助（≒ソーシャルワーク）」を受講しているがソーシャルワーカーではない。保育所にソーシャルワークの視点が必要という意味は、努力義務の範囲内で、保育士とは異なる専門職の配置が必要ということか、保育士がさらに専門研修を積んでソーシャルワークマインド・視点を強化するということか。現実的には、後者しかないのではないか。

3. 職員の資質向上について

1) 資質向上の前提として

- ・施設長の資格に踏み込む必要がある。
- ・職員による人権侵害について言及する必要がある。

- ・施設長、主任保育士の業務について明示することも必要かも知れない。
- ・チーム活動の意義について明示することも必要かも知れない。

2) 職員の資質向上について

- ・研修の意義と方法の明記

4. その他

1) 保育所保育指針と内容との関係

- ・保育所保育指針は、「『保育所』における『保育』に関する『指針』」と読み下していいと考えられるが、このうち「保育」は、保育所の目的としての「保育」（資料5-①）を指しているのか、保育士の業務としての「保育」（資料5-②）を指しているのか。指針の内容をみると、前者と解されるが、そうすると保育所保育指針というよりも、保育所運営指針に近いものになっているのではないか。ちなみに幼稚園教育要領は、幼稚園全体の運営指針ではなく、あくまでも幼稚園教諭が司る「保育」の具体的な行為としての教育を中心とした内容となっている。幼保連携型認定こども園教育・保育要領も、やや幼稚園教育要領に近い。このことが、議論を複雑にさせていると考えられる。

2) 要領幼保連携型認定こども園教育・保育要領との関係

- ・保育所保育指針、幼稚園教育要領の改訂の議論の進捗に合わせ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が検討されるようであるが、第1回目は、ゼロ状態であったため、既存の2つを前提に一定化することも致し方なかったと考えられる。また、今回の2回目も、本格実施即改訂作業であったため、無理もなかったと考えている。しかしながら、既存のものを合わせるというのは、独立施設として位置つけた幼保連携型認定こども園の教育・保育要領としては問題がある。これからの日本の中心的な制度として幼保連携型認定こども園教育・保育要領を位置づけるならば、なおさら次回の改定においては、まず、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を検討し、その後、保育所保育指針および幼稚園教育要領との整合性を図るというプロセスにすべきではないか。

説明補足資料

資料1 使用例

①保育の環境	保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。
②保育の内容	「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。
③指導計画の展開	子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。
④保育内容等の自己評価	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
⑤保護者に対する支援	保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。

資料2 関連事業との関係

①保育所	当育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
③利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

資料3 保育所および保育士と保護者

①保育士の業務	この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。
②保育所保育指針	保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 ・地域における子育て支援
③保育士養成科目	保育相談支援

資料4 保育所における教育のねらい例：「言葉」に関する

①保育所保育指針 (保育＝養護＋教育と説明し、教育に触れた部分)	①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ②人の言葉や話などをよく聞き、分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。
②幼稚園教育要領	①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。
③幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (主として教育にかかわるねらい)	①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。

資料5 保育所と保育士

①保育所の目的	保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。
②保育士の業務	この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

